

こくしのたち いえやすごてんしせきひろば
国司館と家康御殿史跡広場
の活用に関する利用の手引き

令和8年8月 株式会社まちづくり府中

目次

1.	はじめに.....	3
2.	利用条件	5
3.	申請手続	8
4.	遵守事項	12
5.	その他利用における注意事項.....	13

各種様式

利 用 内 容 事 前 相 談 書.....	16
利 用 申 込 書.....	17
利 用 報 告 書.....	18

1. はじめに

(1) 目的

JR府中本町駅に隣接する「国司館と家康御殿史跡広場」（以下「広場」といいます。）では、広場の歴史的価値を高め広く発信するとともに、「駅前にふさわしいにぎわいと魅力ある空間」を創出するために、イベントなどの様々な取組を実施してきました。

平成30年11月の一般公開から、これまでは府中市（以下「市」という。）のイベント等を中心に行ってきましたが、民間事業者や団体を含む多くの方に幅広く活用していただきたく、広場の貸出を開始しました。

本手引きは、広場を利用いただく上で必要なルールを定めることにより、適正かつ安全な活用を推進することを目的として作成するものです。

(2) 広場の歴史的価値と第2期整備

府中市本町一丁目14番に所在するこの広場は、飛鳥時代から奈良時代前期の「国司館跡」と、安土桃山時代から江戸時代前期の「徳川将軍家の府中御殿跡」が発掘された、市の歴史を象徴する場所です。その歴史的価値が評価され、武蔵国府跡として、国の史跡に指定されています。

第1期整備（平成30年度完了）では、復元模型の設置や国司館の柱位置を立体的に表示する等、当時の空間の規模感や雰囲気を知ることができる整備を行いました。現在は、歴史的価値の向上と駅前ににぎわい創出の両立を目的とし、第2期整備事業として、未整備部分にガイダンス施設等の整備を計画しています。



広場全景（西側から）



第1期整備部分（北西側から）

(3) 利用イメージ

令和4年度から現在まで、広場のにぎわい創出を目的とした実証実験を行い、様々なイベントを実施してきました。参考として、これまでの活用実績の一部をご紹介します。

事例1 御殿地ナイトテラス（令和6年度～令和8年度）

- 概要

同日開催される東京競馬場花火に合わせ、史跡広場の夜間開放を行いました。キッチンカーの出店や、クイズラリー、子ども縁日ブースなどを行い、多くの人で賑わいました。

- 来場者数

各回約1,000名（事前申込制）



事例2 むさし府中の朝マルシェ（令和5年度）

- 概要

朝マルシェとして、市内事業者等による出店を3日間にわたって行いました。地元野菜等の食品や雑貨の販売のほか、ワークショップを実施しました。また、市民団体によるステージイベント等も行われ、多くの方が訪れました。

- 来場者数

約2,000名（3日間合計）



事例3 JAZZ in FUCHU（令和6年度～令和8年度）

- 概要

例年実施される「JAZZ in FUCHU」の会場の一つとして、複数のバンドによるステージ演奏が実施されました。開放的な空間における演奏イベントは、来場者にとって憩いの空間となりました。（市、府中市教育委員会（以下「市教育委会」という。）等後援）。

- 来場者数

約500名



2. 利用条件

(1) 対象

利用の申し込みの内容が、「史跡の保存に影響を与えないもの」かつ「広場を一般利用する者の利用を妨げないもの」で、次の場合に利用することができます。

ア 文化財の価値の向上及び周知に資する活動

イ にぎわい創出に資する活動

ウ その他、まちづくり府中が必要と認めるもの

※ 飲食物や物品の販売又は頒布等については、公益に反しないものでかつまちづくり府中が認めた内容のみ可能とします。

※ 利用に伴い1,000人程度の来場者が見込まれる場合、又はその他まちづくり府中が必要と認める場合には、利用の許可に関して「警備」などの必要な条件を付ける場合があります。

※ 府中市立学校若しくは市内の幼稚園が、教育活動を目的に利用をされる場合又は市内の保育所が保育活動で利用をされる場合は、別途まちづくり府中へご相談ください。

(2) 利用区画

利用が可能な区画は、図1に記載のとおりです。ただし、D区画とE区画は、次の定められた用途に限り利用できます。

また、申し込みがなかった区画は、当日に別の方の利用を受け付けることがあります。

- ・ D区画（キッチンカー活用）：
キッチンカーによる利用。
- ・ E区画（リパーロチャレンジショップ活用）：
ワークショップや物品販売、飲食物販等ポップアップショップとしての利用。ただし、調理行為はできません。

※ 図面と現況が異なる場合、現況を優先いたしますのであらかじめご了承ください。

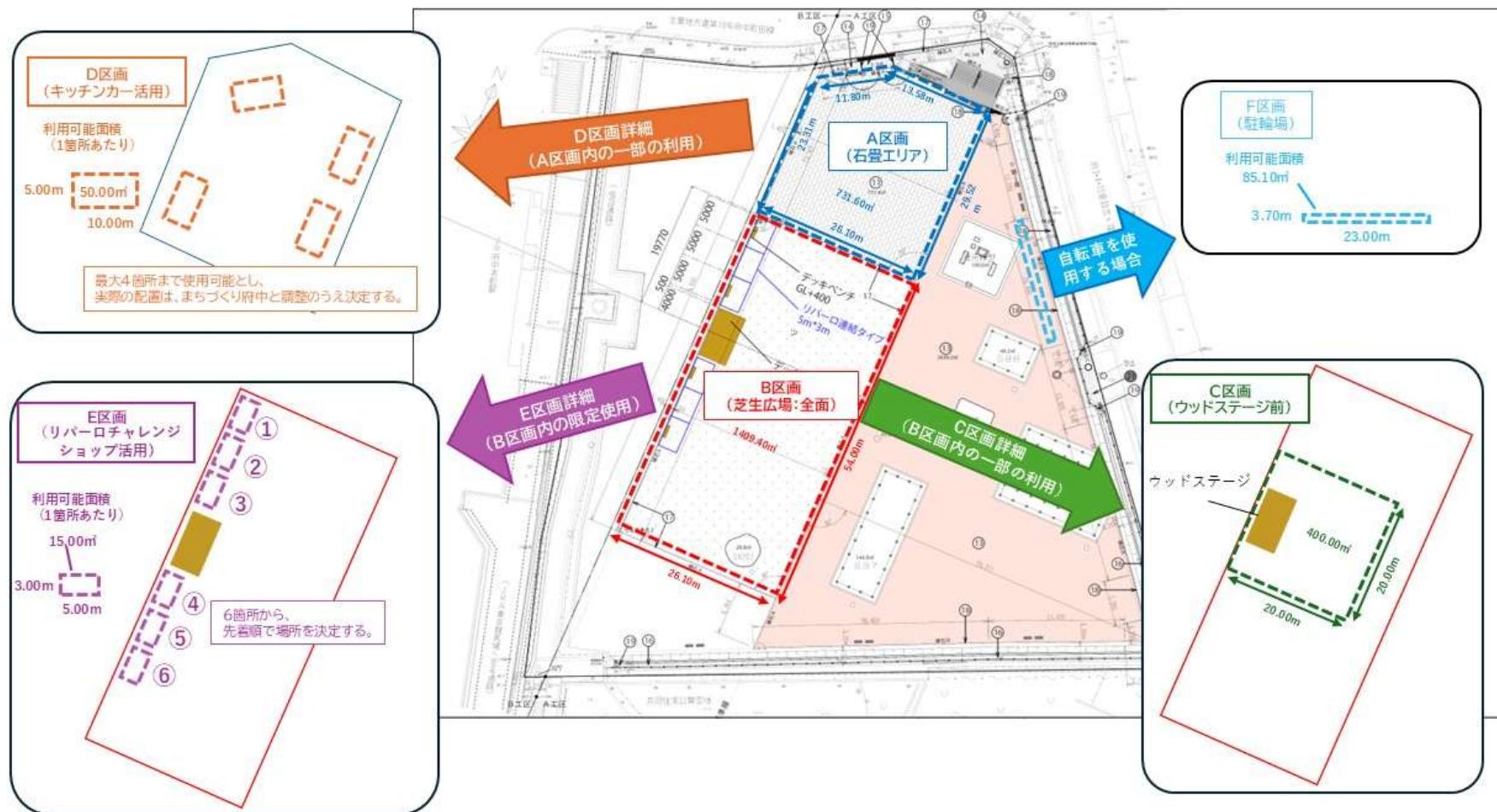


図1 利用区画

(3) 利用可能日時

施設の利用可能日時は、原則として、「年末年始（12月29日から1月3日）を除く午前9時から午後5時まで」のうち、表1の区分に基づきまちづくり府中が認める日時です。搬入出、準備及び原状回復等の時間は、時間内に行っていただくようご注意ください。

※ 表1・表2の区分を超えて利用を希望する場合は、まちづくり府中へご相談ください。

(4) 料金

表1・表2に記載の利用料は、利用日当日、又はまちづくり府中が指定する期日までにお支払いください。お支払い方法は、現金又は銀行振込となります。なお、振込手数料は利用者のご負担となります。

表1 A区画・B区画・C区画 利用料

利用可能な範囲 (利用区画)		面積	利用料(税込)		
			午前 9時～正午	午後 1時～5時	全日 午前9時 ～午後5時
A区画	石畳エリア	731.60㎡	14,400円	19,200円	38,400円
B区画	芝生広場（全面）	1409.40㎡	27,600円	36,800円	73,600円
C区画	芝生広場（ステージ周辺エリア）	400.00㎡	7,800円	10,400円	20,800円

※ A区画、B区画、C区画のいずれかを利用する場合、当該利用に係る来場者の駐輪場として、F区画を利用することが出来ます。

表2 D区画・E区画 利用料

利用区画		面積	利用料（税込）
			全日 午前9時～午後5時
D区画	キッチンカー活用	50.00㎡	2,400円（全日のみ）
E区画	リパーロチャレンジショップ活用	15.00㎡	800円（全日のみ）

ア D区画は最大4箇所まで利用可能とし、E区画は最大6箇所まで利用可能です。利用料は利用箇所数に応じて発生します。

イ 同日時に複数の申し込みがある場合があります。利用を希望する場合は、次の点ご注意ください。

（ア） 利用場所は申し込み順に決定します。

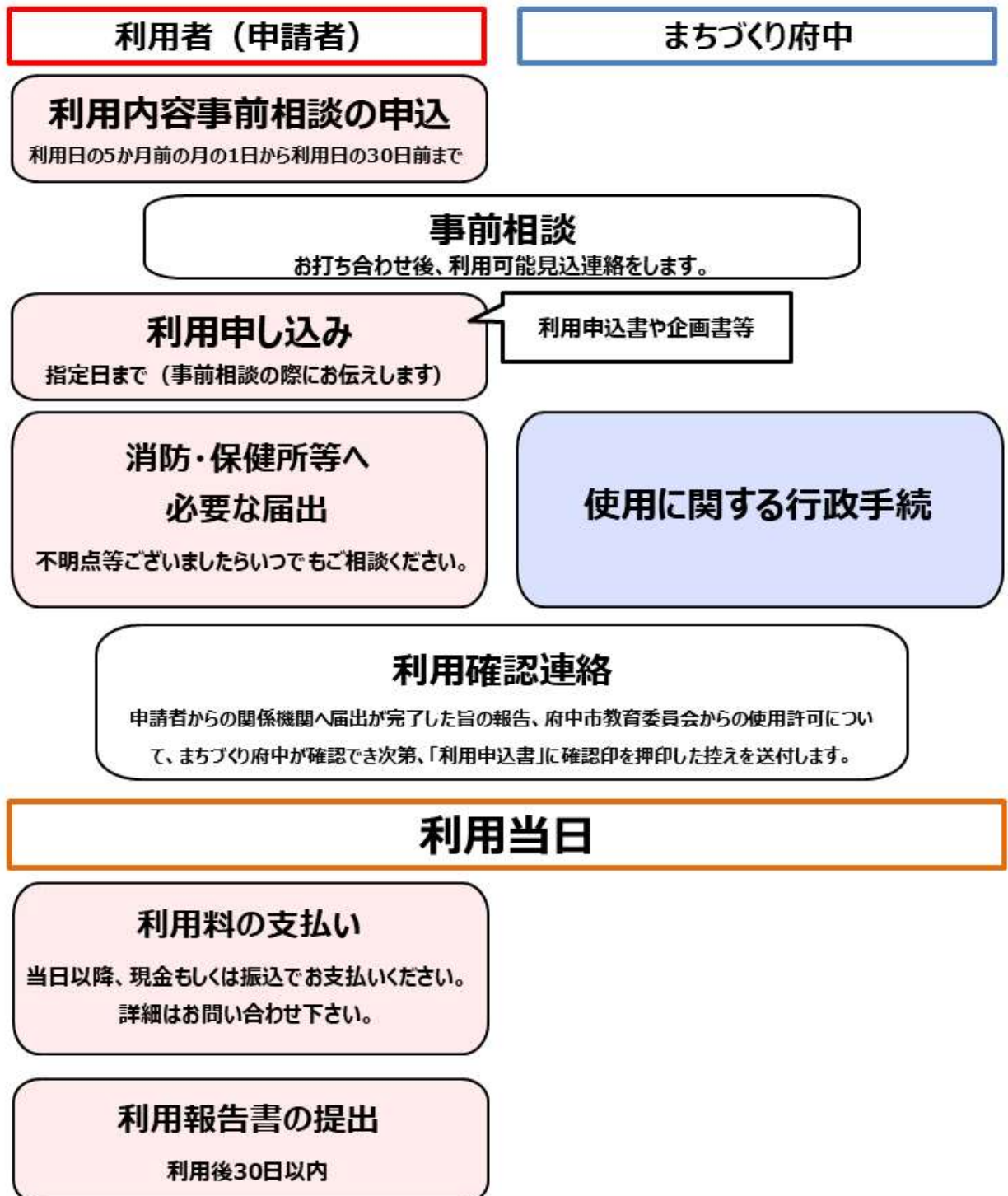
（イ） 運用上、他の利用者販売内容が重なる場合があります。

ウ ただし、A区画を利用する場合は「D区画」、B区画又はC区画を利用する場合は「E区画（C区画の場合はステージ横のリパーロ③・④のみ）」も利用でき、別途利用料は発生しません。

3. 申請手続

(1) 手続フロー

利用の手続は、次の内容を確認して行ってください。なお、「まちづくり府中（※1）との各種打合せ」は、事前に電話又はメールで予約をしてください。



【各手続の詳細】

これらの手続、空き状況や利用に関するご質問等については、まちづくり府中へお問合せください。受付時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。 (※) 受付は、利用日の5か月前の月の1日から開始します。(例：7/20 利用⇒2/1 開始)		
実施前	① 利用内容事前相談の申込	1 利用日の5か月前の月の1日から、事前相談を申し込めます。 2 希望の利用区画について、利用日の30日前までに、「利用事前相談フォームにより送信」又は「利用事前相談書の提出」のいずれかを行ってください。受け付けた時点で仮申込となります。 ※ 食品の取扱いをされる場合は、この時点で必ずお申し出ください。 3 市及び市教育委員会の後援を希望される場合は、実施日2か月前までに担当部署へ事前相談をした上で申請してください。 4 相談内容によって、市教育委員会との協議が必要となる場合があります。
	② 事前相談	利用を希望する内容について、まちづくり府中^{※1}へ事前相談をしてください。事前相談では、具体的な内容を伺い、ルールに則った形で利用できるよう相談と調整をいたします。内容の調整後、まちづくり府中が「利用可能見込連絡」を行います。
	③ 利用申込	事前相談で指定する日までに、まちづくり府中へ「必要書類（利用申込書や企画書等）」を提出し利用申込を行ってください。必要な書類や内容については事前相談時に指定いたします。 必要書類をまちづくり府中で確認し、受付印を押印した控えを送付します。その後、まちづくり府中が市教育委員会に使用許可を申請します。その際、必要に応じて申請者・まちづくり府中・市教育委員会の三者で打ち合わせを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※ 事前相談で指定する日を過ぎた場合、いかなる理由があっても申請は受け付けられませんのでご注意ください。 ※ 万が一、提出後に内容が変更となりましたら、再申請が必要となりますので速やかにまちづくり府中までご連絡ください。
	④ 消防・保健所等へ必要な届出	利用に必要な手続について、利用者の責任で各関係機関（消防や保健所等）へ届出を行ってください。必要な届出がされていない場合、広場をご利用いただけません。ご不明点等ございましたら、まちづくり府中までご相談ください。
	⑤ 利用確認連絡	まちづくり府中から利用者へ、最終的な利用の可否をご連絡します。「利用申込書に確認印を押印した控え」を送付します。なお、ご連絡にあたり、各関係機関へ届け出た書類の写しをご提出いただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
実施	⑥ 利用当日	1 申込内容のとおりご利用ください。 2 注意事項をよくお読みください。 3 利用当日のまちづくり府中の連絡先は、利用者へ個別にご案内いたします。 4 原状回復を行ってください。原状回復後、利用時間内にまちづくり府中へ連絡し、完了確認を得てください。
実施後	⑦ 利用料の支払	利用日当日、又はまちづくり府中が指定する期日までにお支払いください。お支払い方法は、現金又は銀行振込となります。なお、振込手数料は利用者のご負担となります。
	⑧ 利用報告書の提出	利用後30日以内に、「利用報告書」をご提出ください。

※1 本取組について、市及び市教育委員会と都市利便増進協定を締結し実施している法人

(2) 申込のキャンセル・変更

利用申込をキャンセルしたい場合には、キャンセルの申し出をすることができます。ただし、申し出後は、キャンセルを取り消すことができませんのでご注意ください。なお、変更が必要な際は、再度新規に申請をしてください。

ア 利用日の2か月前までにされた場合、利用料は発生しません。2か月前を過ぎてのキャンセルの場合は、利用料を全額お支払いいただきます。

イ 雨天や猛暑等の悪天候を理由としてキャンセルする場合、利用日前日の午後5時までに申し出てください。やむを得ない理由とまちづくり府中が判断した場合、利用料は発生しません。

ウ 利用開始後の悪天候等による途中中止の場合、利用料は全額発生いたします。ただし、やむを得ない理由とまちづくり府中が判断した場合、利用料は発生しません。

エ その他、市や市教育委員会の特別の理由によるキャンセルが生じた場合、利用料は発生しません。

(3) 利用料の減免

市又は市教育委員会の後援を受け、かつ参加費や入場料等を徴収しない場合に限り、利用料を減免します。

(4) 納入後の不還付

利用料を納入した場合、原則として返金不可となります。

(5) 利用の制限

次のいずれかに該当する場合、当該広場の利用を直ちに中止していただきます。

ア 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

イ 施設、設備若しくはこれに付属する器具又は資料等を損傷するおそれがあるとき。

ウ 熱中症特別警戒アラートが発表され、利用者による熱中症予防対策が十分に図られていないと判断した場合には、利用を中止させる場合があります。十分な対策が図られず中止させた場合、返金はいりません。

エ 上記に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

(6) 権利譲渡の禁止

利用する権利を他者に譲渡し、又は転貸することを禁止します。

(7) 原状回復の義務

当該広場の利用を終了した後は、原状回復をお願いします。

(8) 損害賠償の義務

広場や広場に付属する構造物等を損傷又は滅失した場合、生じた損害額を原則全額賠償していただきます。万が一損傷又は滅失が生じた場合は、すぐにまちづくり府中へご連絡ください。

(9) 関係機関への届出等

ア 「法令上必要な関係機関（保健所、消防署等）への届出等」について、利用者の責任において行ってください。

イ 上記の届出等の手続が完了した場合、まちづくり府中にその旨を速やかに「報告」とともに、「打合せや承認等を証する書類の写し（各 1 部）」を提出してください。なお、利用者が適切に届出等を行わなかったことにより利用できなくなった場合、まちづくり府中はその責任を負いません。

4. 遵守事項

利用に当たっては、次の事項を遵守してください。守られなかった場合、今後の利用をお断りすることがあります。

(1) 広場内

ア 同時に滞在できる人数は1,000名程度までとし、同程度の入場者が見込まれる場合は、事前にまちづくり府中と協議の上、交通対策や入場制限等の安全対策を講じてください。

イ A区画、B区画、C区画のいずれかを利用するに当たり、利用者又は来場者による自転車の利用を必要とする場合は、次の内容を遵守してください。

(ア) 入場者が100人以上見込まれる場合は、駐輪場の整理を行う者を1名以上常駐させ、事故やけがの防止に努めてください。F区画以外の場所には駐輪しないでください。

(イ) 利用終了時に自転車が残っていた場合は、利用者が責任をもって広場常設の駐輪場へ移動させてください。

ウ トイレは、管理棟内のトイレを使用してください。近隣の商業施設内のトイレは使用しないでください。また、多くの来場者が見込まれる場合は、利用者側で仮設トイレの設置をしてください。

エ 広場内にある電源はご利用いただけます。ご利用の場合は事前にご相談ください。発電機を使用する場合は、発電機1台につき必ず消火器1台を用意してください。

オ 車両の乗入れは搬入・搬出作業のみ可能とし、乗入れ可能範囲は「事務所北側及び西側（砂利部分）」及び「A区画（当該区域の利用が承認された場合）」のみとしてください。それ以外の場所への進入はご遠慮ください。なお、当該施設内に進入可能な車両の総重量は、2トン以下とします。

カ 設置してある水道については、原状回復のための清掃作業での使用など、事前にまちづくり府中へ相談し、承認を受けた場合に限り使用できます。なお、調理等への使用及び汚水（調理後の汁類を含む）並びに油等を流すことはご遠慮ください。

(2) 備品の貸出

当該広場で所持している「カラーコーン及びバー」については、保有数の範囲内で貸出できます。希望される方は申請書の項目に本数をご記入ください。

なお、テラスの椅子及び机は、来場者の飲食・休憩スペースなどとしてご利用いただけますが、一般来場者も利用されるため、他の来場者の方と譲り合ってご利用ください。

(3) チラシ・ポスター等の掲示物の設置

利用が認められたイベントに限り、告知のためのチラシやポスターを広場に掲示することができます。設置可能場所は、「北側都道に面する黒い柵の部分（ただし東側の隅切りを除く。車両搬入用のドアについては、必ず開閉に支障がない箇所とすること。）」とし、設置可能期間は利用日から起算して1週間前から当日までとします。

設置物は、広場利用終了時まで回収し、原状回復をしてください。また、他団体と設置期間が重なることもあります。その場合は、設置できる範囲・掲示枚数等を指定させていただきます。

(4) その他

ア 持込備品、貴重品等の管理や、盗難、火災、事故等の防止、急病・けが人発生時の対応等について、すべて利用者の責任において必要な対策を講じてください。

イ 事故やけがに備え、賠償責任保険等に加入してください。

ウ その他、利用に際し、市教育委員会及びまちづくり府中の指示に従ってください。

5. その他利用における注意事項

(1) 広場内

- ア 飲食を行う場合、原則表 1 の A 区画、B 区画で行ってください。なお、利用内容によって A 区画、B 区画以外での飲食を認める場合があります。別途ご相談ください。
- イ 喫煙は全区域において禁止とします。
- ウ ペットの入場は禁止とします。（盲導犬、聴導犬、介助犬等補助犬を除く。）
- エ コード等を配線する場合は、転倒等の事故防止のためパンチカーペットや配線ガード等を使用して必ず養生を行ってください。
- オ ごみはお持ち帰りください。利用区画周辺や近隣のごみ箱等に投棄しないようにしてください。
- カ チラシ等の告知物の配布は、利用区画内で行ってください。
- キ テーブル、イス、テント、パラソル、看板、ポスターといった設置物は、清潔なものを利用すると共に、強風等に耐えられるよう利用区画内に安全に設置してください。なお、風が強い場合などには撤去をお願いする場合があります。
- ク 利用者が列を作るなどの混雑する場合は、整理員の配置や立ち位置目印など混雑を防ぐ措置を行ってください。
- ケ 緊急時（緊急車両の通行時など）には設置物を移動していただく場合がありますので、速やかに移動できる設置方法としてください。

(2) 搬入・搬出時

- ア 経路を事前に確認のうえ、十分に注意して行ってください。養生が必要な場合は、適切に行ってください。
- イ 車両を搬入・搬出する際は必ず誘導者を付け、歩行者・自転車に気を付けて進入してください。
- ウ 利用時間は、搬入出の時間を含んでいます。区画内への搬入は利用開始時間以降に行い、搬出は利用終了時間までに終えてください。

(3) 飲食物提供時

- ア 環境美化の観点から、特に油の使用など周囲が汚れる可能性がある事業者等は、キッチンカー下に防油シートを敷くなどの対策をし、設備を汚さないよう十分にお気を付けください。
- イ 食品衛生に係る出店・提供は、保健所、まちづくり府中の指示を守ってください。
- ウ 商品表示は、食品表示法や景品表示法などの法令に則ってください。
- エ 飲食物を提供する場合、調理を伴う(もしくは飲料の提供を行う)店舗は、保健所の基準に沿った 18ℓ 以上のコック付き水タンクと、水受け用バケツ(排水容器)、蓋付き廃棄物容器を設置してください。調理を伴う品目毎に、テーブル・水タンク（排水容器も含む）はそれぞれ分けて設置する必要があります。品目数に応じたテーブル・水タンク（排水容器も含む）をご用意ください。

(4) 安全管理・確保

- ア 利用責任者が現場に常駐し、安全管理や事故防止に万全を期すと共に、まちづくり府中と相互に連絡がとれる状態としてください。
- イ 歩行者、自転車利用者等の通行に支障が出ないよう、必要に応じて誘導を行うなど十分配慮するとともに、安全確保に努めてください。
- ウ 緊急時（緊急車両の通行時など）には設置物を移動していただく場合がありますので、速やかに移動できる設置方法としてください。

(5) その他

- ア 貸出備品を破損・汚損した場合は、まちづくり府中へお知らせください。
- イ この注意事項は、当日の現場スタッフにも必ず共有してください。
- ウ 申込書と同じ内容で利用してください。
- エ その他、利用の手引きをよくご確認ください。
- オ その他、教育委員会およびまちづくり府中の指示に従ってください。

問合せ先

名称	連絡先	内容
株式会社まちづくり府中	TEL:042-370-1960 FAX:042-370-1785	<u>利用や手続の全般に関するお問い合わせ まずはこちらへご連絡ください。</u>
府中市文化スポーツ部 ふるさと文化財課	TEL:042-335-4471	条例に基づく使用許可申請、減免申請等の 手続に関するお問い合わせ
府中警察署(警備課)	TEL:042-360-0110	警備員配置をする際の協議
府中消防署(消防係)	TEL:042-366-0119	火器を使用する際のお問い合わせ
東京都多摩府中保健所 生活環境安全課	TEL:042-362-2334	飲食物を取り扱う際のお問い合わせ

各種様式

利 用 内 容 事 前 相 談 書

提出日	年 月 日
事業者／団体 名称又は氏名	
事業者／団体 ご担当者名	
所属・部署名など	
電話番号	
メールアドレス	
実施予定のイベント名称	
イベントの実施目的	
イベントの実施内容 (展示、物販、体験など) ※別途概要書を添付ください。	
食品提供・電源利用の有無	☐ 食品提供あり ☐ 電源使用あり ☐ なし
利用希望区画 (A 区画,B 区画 などと記入)	
利用希望日時 ※設営・撤収時間を含みます。 ※ご希望に添えない場合がございます。	利用希望日時 年 月 日 () 時 ~ 時 イベント実施予定日時(上記の時間内で記載願います。) 年 月 日 () 時 ~ 時
想定来場者数	

※ <個人情報の取扱いについて> ご提供いただいた個人情報は、(株)まちづくり府中のプライバシーポリシーに規定するとおり取扱います。

※ <利用に関する情報の取扱いについて> 利用日時・実施内容等の情報は、本事業にかかる利用目的以外には利用しません。

■ 提出先、お問合せ先

株式会社まちづくり府中

〒183-0022 東京都府中市宮西町2-8-3 野口ビル2階

TEL 042-370-1960

FAX 042-370-1785

E-mail fuchuekimaeriyoun@gmail.com

利 用 申 込 書

国司館と家康御殿史跡広場の活用に関する実施要領を確認した上で、次のとおり申し込みます。

- ↓個人情報、記録写真等の取扱いについてご確認のうえ、チェックボックスにレ点をご記入ください。
- ☐ 個人情報の取扱いについて、（株）まちづくり府中のプライバシーポリシーの内容を了承しました。
- ☐ 利用情報および記録写真の取扱いについて、告知・記録のために利用することを了承しました。

提出日		年 月 日	
申込者情報	事業者／団体 名称又は氏名		
	事業者／団体 所在地又は住所	(〒 -)	
	連絡先	電話番号：	
		E-mail：	
	ご担当者名	ふりがな	
	当日の責任者名	ふりがな	
当日の責任者連絡先	電話番号：	←当日つながる電話番号	
		E-mail：	
利用情報	実施するイベント名称		
	イベントの実施内容		
	利用申込区画 (A 区画,B 区画などと記入)		
	利用申込日時 (設営・撤収含む)	年 月 日 () 時 ~ 時	
	おおよその想定来場者数	人	
	希望する貸出物品		
ご請求先	ご請求先宛名	☐ 利用申込者と同じ ☐ 利用申込者と異なる ()	
	※利用申込者と異なる場合のみ、以下にご記入ください。		
	ご請求先住所	(〒 -)	
	ご担当者名		
	電話番号		
	メールアドレス		

■ 提出先、お問合わせ先

〒183-0022 東京都府中市宮西町2-8-3 野口ビル2階 株式会社まちづくり府中 宛

E-mail: fuchuekimaeriyoun@gmail.com

-----事務局記入欄-----

上記内容につきまして、関係機関への届出の完了報告及び市教育委員会による使用許可を確認しましたので、申請内容に基づき利用いただけることを確認いたします。

万が一、申請内容に変更が生じる場合は再申請が必要となります。その際は、速やかにまちづくり府中までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

事務局確認日：

項目	内容・数量等	金額（税込）	事務局確認印
① 利用料		円	
② 物品貸出料		円	
	合計金額（税込）	円	

利 用 報 告 書

提出日	年 月 日
報告ご担当者 氏名	
報告ご担当者 所属・部署	
報告者 所属・部署名	
利用した区画 (A 区画,B 区画などと記入)	
利用した日時 ※設営・撤収時間含みます。	年 月 日 () 時 ~ 時
実施したイベント名称	
実施した内容 ※可能な限り具体的に ご記入ください。	
イベント実施時の様子	
広報手段 (SNS、雑誌等)	
おおよその来場者数	人
気づいた点や要望等	

※ <個人情報の取扱いについて> ご提供いただいた個人情報は、(株)まちづくり府中のプライバシーポリシーに規定するとおり取扱います。

※ <利用に関する情報の取扱いについて> 利用日時・実施内容等の情報は、本事業にかかる利用目的以外には利用しません。

■ 提出先、お問合せ先

株式会社まちづくり府中

〒183-0022 東京都府中市宮西町2-8-3 野口ビル2階

TEL 042-370-1960

FAX 042-370-1785

E-mail fuchuekimaeriyou@gmail.com